

平成26年5月1日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
株式会社 三和工業
愛知県岡崎市大門4-11-1
- 2 指名停止期間 自 平成26年5月2日
 至 平成26年8月1日（3ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
株式会社三和工業は、平成25年9月5日付けで愛知森林管理事務所長と契約した「製品生産請負事業(素材生産段戸1)」の請負契約において、当該事業者からの報告により事業期間内に事業が完了する見込みがないことが明らかになったことから、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第43条1項2号により、平成26年3月7日付けをもって愛知森林管理事務所長より同契約の解除が行われた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員